

2008-1-6 22:09

電子入札で商業登記が使えない??教えてください。  
行政書士さんの分野になるのでしょうか?どなたかお教えてください。

電子申告のことばかり考えていましたが、友人のIT専門家からお尋ねがあり、電子入札のことを少し調べました。

関与先の建設業者さんが電子入札に参加したいので、「ICカードをどうすればよいのか?」という質問でした。

私は簡単に、「国土交通省の入札では、法務局の商業登記でもいいはずだから、それで良いんじゃないの?商業登記の電子証明書ならICカードリーダーがいらないうし。」と回答しました。

[http://www.goa.mlit.go.jp/info/c\\_20031107\\_1.html](http://www.goa.mlit.go.jp/info/c_20031107_1.html)

ところが、あいち県の電子入札はダメなんですね。

<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/kiyaku.htm>

「受注者用ICカードの取扱いについて(pdf)」 1 利用可能なICカード:  
電子入札コアシステムに対応した認証局(以下「認証局」という。)発行のICカードとします。ただし、商業登記に基づく法人認証ICカードは除きます。

ほかの地域はどうなのでしょう?お教え願えませんか?

どうやら、工事責任者ごとに証明書を取らせるとかで、法人の商業登記では責任者本人の証明にならないからだという発想のようです。ならば、商業登記の証明書+公的個人の証明書でシステムを作ればいいものを、何で民間のコストが高いものを責任者ごとに購入し、すぐに期限も来るのでその維持管理のコストもかかる状態にするのでしょうか?

もし、地方自治体ごとに取り扱いが違えば、これはかなりな不公平であるし、憲法違反?にならないんですかね。

電子申告における地方税も今はどうしようもない最大ネックになってきていることは常に申し上げていることです。だから、こういうのは総務省が音頭をとって、統一していかない限り、いつまで経っても問題が残るのではないかと

言い続けている次第です。

こういう問題こそ、「ある程度の権限」を持っていただいて、全国的な統一性と、ユーザービリティを重視した施策を押し通していただきたいと思います。少なくとも同じ認証局の中でも、民間認証局とは区別していただき、商業登記の電子証明書と公的個人の電子証明書があればすべての電子関連の証明は可能にしていかなければ、利用者側はただただ迷い、コストを強いられるだけです。

今回の件は、総務省担当の方々にがんばっていただきたいお話です。電子申告の範囲を超えてしまい、僭越ですみませんが。